

平成 1 8 年第 3 回臨時会

滝 川 市 議 会 会 議 録

第3回臨時会会議録目次

第1日目（平成18年7月27日）	頁
○開会宣告	3
○開議宣告	3
○日程第 1 議席の変更について	3
○日程第 2 会議録署名議員指名	3
○日程第 3 会期決定	3
○日程第 4 許可第 1 号 経済建設常任委員長の辞任について	4
○日程第 5 許可第 2 号 経済建設常任副委員長の辞任について	4
○日程第 6 選任第 1 号 経済建設常任委員長及び副委員長の選任について	4
○日程第 7 議案第 1 号 平成18年度滝川市一般会計補正予算（第2号）	5
○日程第 8 議案第 2 号 市道路線の認定について	10
○閉会宣告	12

平成18年第3回滝川市議会臨時会（第1日目）

平成18年7月27日（木）

午前10時00分 開 会

午前10時37分 閉 会

○議事日程

- 日程第 1 議席の変更について
日程第 2 会議録署名議員指名
日程第 3 会期決定
日程第 4 許可第 1号 経済建設常任委員長の辞任について
日程第 5 許可第 2号 経済建設常任副委員長の辞任について
日程第 6 選任第 1号 経済建設常任委員長及び副委員長の選任について
日程第 7 議案第 1号 平成18年度滝川市一般会計補正予算（第2号）
日程第 8 議案第 2号 市道路線の認定について

○出席議員（19名）

1 番	山 腰 修 司 君	2 番	三 上 裕 久 君
3 番	久 保 幹 雄 君	4 番	大 谷 久美子 君
5 番	石 田 昇 君	8 番	窪之内 美知代 君
9 番	本 間 保 昭 君	10 番	大 累 泰 幸 君
11 番	田 中 敏 男 君	12 番	堀 田 建 司 君
13 番	谷 口 昭 君	14 番	山 木 昇 君
15 番	酒 井 隆 裕 君	16 番	清 水 雅 人 君
17 番	中 田 翼 君	19 番	藪 内 英 之 君
20 番	井 上 正 雄 君	21 番	水 口 典 一 君
22 番	坂 下 薫 君		

○欠席議員（2名）

7 番	渡 辺 精 郎 君	18 番	田 村 勇 君
-----	-----------	------	---------

○説 明 員

市 長	田 村 弘 君	助 役	末 松 静 夫 君
教 育 長	安 西 輝 恭 君	監 査 委 員	八 幡 吉 宣 君
理 事	谷田部 篤 君	総 務 部 長	高 橋 賢 司 君
市民生活部長	狩 野 道 彦 君	保健福祉部長	居 林 俊 男 君
経 済 部 長	中 嶋 康 雄 君	経 済 部 参 事	江 上 充 明 君
建 設 部 長	岡 部 豊 君	教 育 部 参 事	佐 藤 好 昭 君

監査事務局長 山本 幹夫 君
秘書課長 若山 重樹 君
企画課長 舘 敏弘 君

病院事務部長 東 照明 君
総務課長 伊藤 克之 君
財政課長 西村 孝 君

○本会議事務従事者

事務局長 飯沼 清孝 君
書記 寺嶋 悟 君

主幹 中川 祐介 君
副書記 對馬 美穂 君

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました平成18年第3回滝川市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、19名であります。

欠席の申し出は、渡辺議員であります。遅刻の申し出は、田村議員であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

この場合、7月1日付人事異動に伴う職員紹介を行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時02分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第1 議席の変更について

○議 長 日程第1、議席の変更についてを議題といたします。

このたび届け出がありました会派の異動に伴い、滝川市議会会議規則第3条第3項の規定に基づき議席の一部を変更いたしたいと思います。

お諮りいたします。変更する議席の番号及び氏名は、お手元に配付されております議席配置図のとおりとすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議席配置図のとおり議席の一部を変更することに決しました。

議席が変更になりました議員は、氏名標をお立てください。

◎日程第2 会議録署名議員指名

○議 長 日程第2、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において坂下議員、久保議員を指名いたします。

◎日程第3 会期決定

○議 長 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日の1日間といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎日程第4 許可第1号 経済建設常任委員長の辞任について

○議長 長 日程第4、許可第1号 経済建設常任委員長の辞任についてを議題といたします。

この場合、地方自治法第117条の規定により、窪之内議員は除斥の対象となりますが、あらかじめ退席されておりますので、このまま会議を続行いたします。

窪之内経済建設常任委員長から、都合により委員長を辞任したい旨の願い出を6月30日に受理いたしました。

お諮りいたします。本件は、願い出のとおり辞任を許可することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、窪之内経済建設常任委員長の辞任を許可することに決しました。

(窪之内議員入場)

◎日程第5 許可第2号 経済建設常任副委員長の辞任について

○議長 長 日程第5、許可第2号 経済建設常任副委員長の辞任についてを議題といたします。

この場合、地方自治法第117条の規定により、本間議員は除斥の対象となりますが、あらかじめ退席されておりますので、このまま会議を続行いたします。

本間経済建設常任副委員長から、都合により副委員長を辞任したい旨の願い出を7月18日に受理いたしました。

お諮りいたします。本件は、願い出のとおり辞任を許可することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、本間経済建設常任副委員長の辞任を許可することに決しました。

(本間議員入場)

◎日程第6 選任第1号 経済建設常任委員長及び副委員長の選任について

○議長 長 日程第6、選任第1号 経済建設常任委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。

提案の内容は配付のとおりでありますので、説明、質疑、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略して、直ちに採決いたします。

本案のとおり選任することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案のとおり選任することに決しました。

◎日程第7 議案第1号 平成18年度滝川市一般会計補正予算(第2号)

○議長 日程第7、議案第1号 平成18年度滝川市一般会計補正予算(第2号)を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。助役。

○助役 ただいま上程されました議案第1号 平成18年度滝川市一般会計補正予算(第2号)について説明させていただきます。

今回の補正は、経済産業省のバイオマス等未活用エネルギー事業調査事業補助による使用済み食用油燃料導入調査事業と財団法人地域創造の地域の芸術文化環境づくり支援事業助成金によるオペレッタ座滝川公演実行委員会補助金で、いずれも補助内示や補助決定を受けたところによる補正でございます。事業等の日程を考え、早急に補正を要したいとするものでございます。

それでは、議案第1号についてご説明させていただきます。

第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ1,090万円を増額し、予算の総額を209億286万5,000円とするものであります。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2ページ、3ページは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをいただきたいと思います。

補正の内容につきましては、事項別明細書で歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。4款1項5目環境衛生費、補正額850万円は、新規事業として使用済み食用油燃料導入調査事業に要する経費の補正でございます。この事業は、経済産業省の補助事業、10分の10の補助事業による使用済みの食用油をほとんど手を加えない形で軽油代替燃料への活用についての事業化調査事業でございます。家庭や事業所から排出される使用済み食用油の賦存量、自動車燃料活用への環境調査、経済性及び事業化モデルについての調査を行いたいとするものでございます。予算の内容といたしましては、補助要領により設置が義務づけられています検討委員会の開催費用、先進地視察旅費、市民報告会経費、報告書作成、調査委託料などとなっております。6月16日付で補助内示を受けており、今後今月中に補助交付決定を受け、直ちに事業に取り組みたいため補正したいとするものでございます。

10款7項1目社会教育費、補正額240万円につきましては、芸術文化振興に要する経費でオペレッタ座滝川公演実行委員会補助金の増額でございます。滝川出身の加賀清孝さんが作詞、作曲したオペレッタのオペレッタ座滝川公演につきましては、当初予算で会場使用料分38万円を措置し、事業費は日本文化芸術財団からの実行委員会への直接の助成と入場料等による自己財源で開催する予定でありましたが、この特定財源について6月16日付で財団法人地域創造の地域の芸術文化環境づくり支援事業助成金の内示を受けたことにより、市の会計を通した補助金とする必要が生

じたため予算を補正したいとするものでございます。公演開催日は9月9日、文化センターで14時と19時からの2回の公演が行われ、またあわせてワークショップ事業も行われることになりました。

なお、入場料は大人2,000円、高校生以下1,000円となっておりますので、市民の皆さんのご支援もあわせてお願いしたいと思います。

以上、歳出合計で1,090万円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。15款2項5目衛生費補助金、補正額850万円並びに21款5項3目雑入、補正額240万円は、いずれも歳出関連でございます。

歳入合計で1,090万円の増額となったところでございます。

以上申し上げます、議案第1号の説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 補正予算の質疑を行いたいと思います。

大きく3点ありますが、まず使用済み食用油燃料導入調査事業についてですが、リサイクルや地球温暖化、また石油や原子力にかわる新たな燃料対策として、また地域の産業づくりとして行われる、そういう事業なのですが、一方で滝川市としては菜の花プロジェクト、菜の花ネットワークの中で循環システムというものを想定して、地元で生産した菜種から食用油を商品化して地産地消をすると。この廃油を回収して燃料化する、こういう構想を持っているわけですが、今のご説明の中ではそういう中身はなくて、あくまでも廃油のBDF化ということであるのですが、実際には850万円というかなり使いごたえのある予算ということで、食用油の地産地消、つまり滝川で生産した菜の花が食用油として滝川市内で、あるいは広域圏あたりでどれだけ売れて、これがこのサイクルに入っていくという、そういった部分をつけ加えても特別事業趣旨に反するというものではないだろうというふうに思うのですが、こういった食用油の地産地消の可能性についての調査もこの予算の中で行えるのか、また行う予定はあるのかについて、まず1点目伺いたいと思います。

2点目ですが、この調査事業の結果として事業モデルまでも示されるというご説明でした。モデルを見てみなければその後はわからないということではなく、やはりこうやって国の補助金を使って事業化を模索するというのであれば、既にこういう技術自体あるいは事業自体は国内でもかなりやられているし、欧米などでは既にもう石油を使わないという国も20年計画ぐらいで進められているわけで、そういう点ではでき上がったモデルをもとに事業化することについてどの程度の姿勢を持っている、あるいは見通しを持っているのかについて伺いたいと思います。

大きな2点目ですが、オペレッタ座公演について、観客の動員の目標や見通しについて伺いたいと思います。

2点目は、この助成金自体公演の2カ月前の採択ですよね。そういったことで、採択できないことも想定して事業化されていたというふうに伺っています。仮にこの助成金の分が丸々利益として出るということは考えづらいと思うのですが、利益が出てくる可能性もあるのですよね。その場合、

その収益の使い方について、これ実行委員会が収益を得るわけですが、市としてどのようにそれを考えているのかと伺いたいのですが、なぜ聞くかという今回市は文化センターの使用料について使用料と同額の補助を当初予算で組んでおります。３８万円組んでいるわけです。そういう点で結果的に利益が出るようなことであれば、その補助金というのがほかの事例と比較した場合どうかという。いいとか悪いとかということを行っているのではなくて一つの例として考えてみたいと思うのですが、今年度同額補助をされる事業が幾つぐらい予定されていて、そんなになと思うのです。事業名もわかれば挙げていただければと思います。

大きな３点目です。市道認定なのですが……

(何事か言う声あり)

○清水議員 補正予算ではないね。まず……。

○議 長 答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいまご質疑のバイオマス等未活用エネルギー事業調査事業につきまして清水議員さんからお話のありました、菜の花プロジェクトとの関連だと思うのですが、これにつきましては菜の花プロジェクトは滝川の菜種栽培を今後国からの財政支援等に頼らない自立的な生産へ導くため、いろんな食や観光のさまざまな側面から可能性を探っているところであります。その中でエネルギー利用、特に軽油代替燃料化もその中の一つの可能性だというふうに認識しております。今回の調査につきましては、主にこれまで未活用である市内の使用済み食用油ということにつきまして短期的に燃料化することを可能にするための調査事業でございます。一方、エネルギーとしての安定的な付加価値を生み出すことを主眼とした菜の花プロジェクトにおける菜種の軽油代替燃料化については、生産から燃料精製、利用までの全体的なスキーム構築の中で、さらには法整備や規制緩和といった条件等の整備なども含め、まだ若干の克服すべき課題はあるというふうに認識しております。今回の調査事業につきましては、基本的に廃食油でございます。それで、今滝川市の公用車１台を第一小学校の廃食油でもって稼働しておりますが、これは廃食油は個人家庭もあれば事業者から出る廃食油もございます。そういうものをすべてどのくらいの賦存量があるか、まずそこから始まるわけでございますけれども、その後にそういう菜種の関係についても廃食油と並行して考えていくという可能性は十分あると思っております。

それから、事業化モデルの見通しという点でちょっとお話があったと思うのですが、基本的には今廃食油の賦存量調査、それから収集のシステム、これについても調査をしなければならない。それから、当然環境性、経済性、その後に事業化モデルというものがくつついてくると。そんなふうに考えておまして、これについてはこの調査事業の最終的なまとめの中で我々もどのような具体的なモデルケースを構築できるかということは当然考えてまいります。今は、こういうことでとりあえず調査をして基本的な部分を把握していきたいということでございます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 オペレッタについてのご質疑でございまして、まず大きく二つありましたけれども、一つは導入の見通しと集客の見通しと、そんなことでご質疑がありました。今実行委員会を立ち上げておまして、９月９日に行われますから、これに文化センターを使って、満席になるかどうか

わかりませんけれども、音楽のまち滝川ということで多くの市民に見ていただくと。そういうことで、今もやっていますが、これからも大いにPR作戦を組みながら、動員に努力をしていきたいと、こういうことで考えております。

それから次に、収益でございますけれども、収益が上がった場合どうするかということですが、まず赤字は出さないと、これが大原則でございます。そして、収益が上がってもちょんちょんだとは思いますが、実は加賀さん等々につきましてはほとんどボランティアでやっているのです。ですから、今後とも継続してやっていただくためにはボランティアのみということにはならないだろうと、そのように思いまして、その辺を考えまして十分対応していきたいと、このように考えております。

あと、同額の事業等々については、ここに特にデータはございませんけれども、音楽のまちを標榜している滝川で今取り組んでおりますし、市民の皆様方にぜひオペレッタとか、あるいはミュージカルを楽しんでいただきたいと、このように考えております。今ミュージカルを来年実施したいと。今まで市民がつくるミュージカルやってきました。これを来年度やりたいということで今実行委員会で検討している最中でございます。状況だけお伝え申し上げます。

以上でございます。

○議長 長 財政課長。

○財政課長 ご質疑の同額補助の関係でございますが、たきかわ音楽祭50万円、市民文化祭170万円、札幌滝川公演15万円、以上3点を予定してございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 まず、BDFの関係ですが、今国が財政難で消費税まで上げようというときに、税金をどれだけ費用対効果を上げて使うかということが求められているときに、BDFというのは技術的にはすっかり確立されたもので、何ら研究開発的な要素というのはもう残っていないのです。だから、滝川というまちでどう集めてどんな大きさのプラントをつくってということなのです。そういうことを850万円もらってやったよと。しかし、どうもこれは市として採算が合わないのだから、滝川というまちでどう集めてどんな大きさのプラントをつくってということなのではないよということであれば、何のために850万円の補助金をつけてもらったのかと。もっとほかの自治体に、そんなのだったらうちがやるのだったよということにならないような補助金の使い方に対する姿勢が今の時代は求められているというふうに思うのです。そういう点で基本を把握したいという、その程度の姿勢で果たしてこの補助金に対する姿勢が十分なのかという点で私は非常に疑念を感じるのです。そういう点で本当に事業化を成功させるためには、ある程度最初は赤字が出て改良、改善を重ねてリサイクルのために、リサイクルというのはそもそも採算が合うなんていうふうに考える方がまず間違っているわけで、最近のペットボトルが中国の需要でプラスが出たというのはたまたまの例で、これまでもう10年間ずっと赤字でやってきているわけですから、そういう点でモデルが示された後の事業化についての姿勢をできれば市長、助役の方からお聞きをしたいと。

それと、オペレッタ座なのですが、教育長が今加賀清孝さんらご一行はボランティアというような表現をされたと思うのですが、滝川で2回公演、さらに赤平で1回公演やるわけですから、そういう

中で仮に文化センターで満席に近く集めたいということであれば、大人2, 000円ですから滝川市だけで2, 000枚で400万円。それで、チケット販売とか、そういう点ではほとんどがボランティアでされると思うので、そのボランティアとかということではないというふうに思うのですが、本当に加賀清孝さんらがボランティアでやっていただけるのでしょうか。ちょっと確認をしたいと思います。

○議 長 助役。

○助 役 清水さんから大局的な国の方向、国の流れ、補助金を効果的、効率的に使う、今の時代の背景からの質疑がありましたけれども、私どももそういう中身で調査のための調査をするという考え方ではなくて、事業化の取り組みを前提として考えているということでご理解いただきたいと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 オペレッタですけれども、加賀清孝さん、いつもボランティア、無料でやってくれるのかと。そういうことではございません。ここに細かいデータはございませんけれども、一定のものはお払いしようと、このように考えておりますが、加賀さんの場合、大学の教授であり、あるいはそういった方面で大変活躍しておりまして、もしまともに払うとすると大変な高額と、そういうふうに言われております。しかし、本人は滝川出身でありますので、市民のためにぜひ貢献したいと、こういう気持ちを持っております。先々週森のかがく活動センターでオペレッタのさわりをやっていたいただきました。大変市民が喜んでくれまして、よし、それでは見に行こうかと、そういうことをやっています。ボランティア的においでいただくということでございますけれども、先ほども言いましたようにたくさん収益を上げてそれなりのものはお払いしたいと、このように考えておりますが、本人はボランティア的においでいただいているという気持ちを持っておりますので、そういう意味で表現させていただきました。

以上でございます。

○議 長 清水議員の質疑を終わります。

ほかにありますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 私は、日本共産党を代表し、議案第1号 一般会計補正予算を可とする立場で討論を行います。

まず初めに、今回の補正予算はともに国や財団の100パーセント補助金を受けて実施されるものであり、採択されるような段階にまで持ってこられた関係者の皆さんに心から敬意を表するものです。

使用済み食用油燃料導入調査事業は、リサイクルや地球温暖化、石油や原子力にかわる新たな燃料対策として、また地域の産業づくりとして大変評価できるものです。また、ジギスカン、菜の

花に次ぐまちの顔づくりにもなると思います。一方、事業化に向けては、財政問題など今後さまざまな障害があると思われます。また、補助金に対する費用対効果も問われます。国の補助金をむだにしないためにも、また事業化に必ず結びつけるためにも十分な体制をつくって進めていただきたいと考えるものです。

オペレッタ座公演に対する補助については、文化センター２回公演を満席で埋めるだけのチケット販売は困難と聞いています。しかし、せっかくの財団の助成も得られたのですから、助成の目的にかなう範囲で、あいた席が４００とか５００出ることのないよう、障害者団体を招待することや学生券の値下げ等について、満席で加賀さんご一行をお迎えするということについてご検討いただきますことを意見を付して討論いたします。

○議 長 ほかに討論ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第１号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第１号は可決されました。

◎日程第８ 議案第２号 市道路線の認定について

○議 長 日程第８、議案第２号 市道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第２号 市道路線の認定についてご説明申し上げます。

本件は、開発行為に伴いまして市道路線として次のとおり認定したいとするものであります。

今回市道として認定いたしますのは、１路線でございます。認定する路線の整理番号６３８番は、平成１７年度からの開発行為に伴い整備された路線でありまして、起点を一の坂町東３丁目２３番２地先、終点を一の坂町東３丁目２０番２３地先とし、路線延長１１６メートルを認定したいとするものであります。

以上で議案第２号の説明を終わらせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 １点だけお伺いしたいと思います。

開発行為で道路をつくる場合に、これまでも中島町のニュータウンせせらぎ等で交通安全に伴う調整を警察等を行うということがたしか要綱、規則であるというふうに思うのですが、今回こういった点での経過について伺いたいと思います。

○議 長 建設部長。

○建設部長 基本的には、開発行為者がそういう面についてはすべてをやると。ただ、私どもとい

たしましても市道と市道との交差点がございますので、そういうところには市道といたしまして警戒標識の設置、そういうものを義務づけて指導しております。

以上でございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 この地域は、まず1丁目通り線が途中で自動的にとまる信号がないと。手押し信号ですよね。ですから、かなりスピードが出るということで警察もネズミ取りやっています。そういうスピードの出る交差点に出ていくということや中老センターの直近の交差点もでき上がると。あるいは、団地住民はかなり児童生徒も多いということで、やはり一時停止標識もきちっと設置をしていかないとだめかなと。いわゆる道路がこういう感じでつくということが特に1丁目通りに出るときはなかなか出づらいという交差点になるだろうということは予想されるのです。そういったことも踏まえて、警戒標識だけではなくて警察との関係ではどのような調整がされているかについて伺いたいと思います。

○議 長 建設部長。

○建設部長 警察と開発行為者の問題でございますので、開発行為者が公安と協議をして整理をすると。滝川市としては、最終的に私どもの市道になるものですから、私どもが管理をするときに問題が起きないように市道としての指導をするというようなことしか今のところやっておりません。

以上でございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 最終的には、市の責任で開発行為者が警察ともきちっと調整をしたかと、話し合いをしたかということが求められていると思いますが、最終的にはそういう形でやられるというふうに考えてよろしいですね。

○議 長 建設部長。

○建設部長 滝川市としては、そこまでは確認をしておりません。私どもは、開発行為者から上がってきたものを……

(何事か言う声あり)

○建設部長 これからです。この件については、そこまではやっておりません。これからにつきましても最終的な許可権者というのは北海道でございますので、私どもとしてはある程度そういうものを踏まえて、市道としての管理のことを踏まえましてそういう指導はできますけれども、警察に対してどうこうということはなかなか言う立場にないものですから、そこまではやっておりませんし、私どもが警察に対して確認をするということは今後もやることはしないのではなかろうかと思っています。

以上でございます。

○議 長 清水議員の質疑が終わりました。

ほかにありますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は可決されました。

◎閉会宣告

○議 長 本臨時会に提案されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これにて平成18年第3回滝川市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時37分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員